

キャバクラで労働契約認定、未払賃金支払い命じる

キャバクラのキャストだった女性が、勤務していた運営会社2社に未払賃金の支払いなどを求めた訴訟の判決で、東京地裁は6月25日、労働契約を認め、2017年から22年の間で計約2千万円の支払いを命じた。

- ▶ 控訴されたかどうか分からないが、おそらく和解するのではないかな。
- ▶ キャバクラでは、プロ（業務委託）で働いている人は少なく、アマチュア（労働者）のアルバイトのような人が多い。
- ▶ 遅刻等は罰金ありが当たり前で、争われたら会社が負ける。ただ業界としては争わない空気がある。
- ▶ 昔はお金と暴力団等の力でもみ消すことが多かった。だが、これをやらなくなってきた。法律に則り一般的な業界になってきた。反社に関与しない会社が増えてきているのではないかな。
- ▶ キャバクラ関連のユニオンがある。やはり、その筋の人が出てきて話が通じない。双方が連絡が取れなくなり、いなくなることが多い。これは珍しい事例。
- ▶ 労働契約書はないはず。時給と歩合で払い、出勤も口約束が多い。遅刻するとが罰金を取り、衣装代を控除する。これは雇用契約で、欠勤で罰金をとるというのは、労働契約になりやすい。
- ▶ 罰金は違法だが、そもそも本当のプロだったら、罰金は必要ない。多少遅刻しても問題ない。売上を上げればいいわけだから。店を任されるプロ側のチーママくらいになると業務委託になる。ほとんどはアマチュアである。
- ▶ 反社が関わっていることもあり、行政はあまり関わりたくないのが本音。波及はそれほどないのではないかな。
- ▶ 今後、波及するとすれば美容師業界が考えられる。業務委託が多いので危ない。